平成２６年（フ）第７８４号
福岡市城南区荒江団地25番102号
債務者　渡邉　絵梨
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７９４号
福岡市早良区飯倉２丁目１番３号
債務者　宮本　秀樹
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０５号
福岡市東区香住ヶ丘３丁目20番17号
債務者　岩尾　寿惠（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０６号
福岡市東区唐原２丁目19番２号
債務者　野見山美穂
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０７号
福岡市早良区東入部２丁目29番31号
債務者　伊藤小佐夜
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８０８号
福岡市城南区西片江１丁目22番24―205号
債務者　堀田　善清
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８２２号
福岡市博多区上牟田３丁目２番12―904号
債務者　山浦　福子
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８２８号
福岡市西区十郎川団地12番204号
債務者　田嶋真由美
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８２９号
福岡市東区高美台２丁目１番５―102号
債務者　久和　榮子（旧姓長里）
1　決定年月日時　平成26年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３２号
福岡県糸島市波多江駅北４丁目９番15―408号
債務者　塚本タカ子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３５号
福岡県太宰府市朱雀４丁目17番10号　ジュネス二日市206号
債務者　藤本　健児
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８３９号
福岡県糟屋郡須恵町大字植木526番地１　エアリーコートＴ　Ｂ201号
債務者　渋田　卓治
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４２号
福岡市中央区小笹３丁目11番１―305号
債務者　舩越　昭充
1　決定年月日時　平成26年６月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４５号
福岡市博多区昭南町３丁目４番30―201号
債務者　片渕　佳子（旧姓久木田）
1　決定年月日時　平成26年６月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第８４６号
福岡市博多区築港本町１番９―206号
債務者　平良　桜子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿児島市広木２丁目14番６号
債務者　長澤　律子
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１３７号
鹿児島県日置市東市来町神之川1065番地
債務者　永山　秀人
1　決定年月日時　平成26年６月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３０９号
宮城県宮城郡松島町磯崎字白萩71番地　ラ・グラシューズⅢ205号
債務者　内海ひと美（旧姓橋本）
1　決定年月日時　平成26年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係